

# 校 則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この校則は、柏市立高等学校管理規則(昭和52年柏市教育委員会規則第11号)第2条の規定に基づき、柏市立柏高等学校(以下「学校」という)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(過程・学科及び生徒定員)

第2条 学校の過程・学科及び生徒定員は、柏市立高等学校管理規則第3条のとおりとする。

(通学区域)

第3条 通学区域は、柏市立高等学校通学区域規則(平成12年柏市教育委員会規則第6号)の定める所による。

## 第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を分けて次の3学期とする。

第1学期	4月1日から	7月31日まで
第2学期	8月1日から	12月31日まで
第3学期	1月1日から	3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日(6月15日)
- (4) 学年始め休業日(4月1日から4月5日まで)
- (5) 夏季休業日(7月21日から8月31日まで)
- (6) 冬期休業日(12月24日から翌年1月6日まで)
- (7) 学年末休業日(3月25日から3月31日まで)

- (8) 臨時休業日（校長が教育上特に休業を必要と認めて、あらかじめ教育委員会に届け出た日）

## 第6条 臨時休業措置等について

### 1 非常変災

- (1) 非常変災とは、風水震火災、暴風雨積雪、交通機関のストライキ、伝染病の蔓延の恐れのある場合等を指す。
- (2) 非常変災が発生した場合、又は発生すると予想される場合には、以下の規定のとおり対処する。

### 2 臨時休業措置

次の（１）及び（２）の場合は臨時休業とする。

#### (1) 天候によるもの

- ① 午前6時の時点で、暴風警報と同時に大雨警報が、柏市に発令されている場合は自宅に待機する。
- ア 午前10時までにはいずれかの警報が解除された場合、十分に注意し登校する。5限から授業をおこなう。
- イ 午前10時の時点で引き続き両警報が発令されている場合は臨時休業とする。
- ② 午前6時の時点で、大雪警報または暴風雪警報が、柏市に発令されている場合は臨時休業とする。
- ③ 午前6時の時点で、特別警報が、柏市に発令されている場合は自宅に待機する。
- ア 午前10時までには特別警報が解除された場合、十分に注意し登校する。5限から授業をおこなう。
- イ 午前10時の時点で引き続き特別警報が発令されている場合は臨時休業とする。

#### (2) 交通ストライキによるもの

午前7時のNHKニュース放送の時点で、つくばエクスプレスまたは東武鉄道（電車あるいはバス）がストライキ実施中の場合。

### 3 生徒は、次の各号に注意すること。

- (1) 朝のニュースをよく聴いて行動すること。
- (2) 臨時休業となった場合は無用の外出をせず、自宅で学習すること。
- (3) ストライキが中止されて登校する場合は事故の起こらないよう、慎重に行動すること。
- (4) JRのみストの場合は振替運送のため、東武鉄道は混乱が予想されるので、登校中の安全には十分注意すること。この場合、代替手段がなくて登校不

可能の者については学校へ電話をもって連絡すること。

### 第3章 教育課程及び成績評価等

(教育課程)

第7条 教育課程は別表のとおりとする。

(授業時数等)

第8条 教科・科目及び特別活動の指導時間数(以下「授業時数」という)及び授業時間表は別に定める。

(単位の認定)

- 第9条
1. 校長は学校の定める教育計画に従って履修を認定された教科・科目及び総合的な学習の時間の成果が、教科・科目及び総合的な単位の時間の目標からみて満足できると認められる生徒について、学年末に単位を修得したことを認定する。
  2. 前項の場合において、出席した授業時数が学年の年間授業時数の3分の2以上でなければ、履修の認定及び単位の認定は行わない。
  3. 特別な事由がある場合には、別に定める所により、補講その他適切な指導を行った時数を第2項の授業時数に算入することができる。
  4. 単位の修得を認定したもので必要があるものに対しては、請求に応じて、単位習得証明書又は成績証明書を交付する。

(原級留置)

第10条 (平成21年度入学者より削除)

(卒業の認定)

- 第11条
1. 校長は所定の教育課程を修了したと認めた生徒については卒業を認定する。
  2. 卒業を認定した生徒に対しては、卒業証書を授与する。
- 第12条 卒業又は修了を認定する時期は3月とする。ただし、留学を許可した生徒にあっては、卒業に必要な単位の修得を認定された時点とする。

### 第4章 入学及び退学等

(入学資格)

第13条 学校に入学(他の高等学校からの転入学を除く。以下同じ。)することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は次の各号のいず

れかに該当する者とする。

(1) 外国において学校教育における9年の過程を修了した者

(2) 校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第14条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、校長が当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。

第15条 入学又は他の高等学校から入学を志願することのできる者は、第3条に規定する通学区域内に居住する者、又は入学後通学区域内に居住する者とする。

(志願手続)

第16条 入学志願者は、所定の入学願書及び必要な書類等を、出身(在籍)中学校長等を経由して校長に提出しなければならない。

(入学の時期)

第17条 入学許可の時期は学年始めとする。ただし、第13条の規定により入学を許可されたときはこの限りでない。

(入学手続)

第18条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から7日以内に、保証人と連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第19条 病気その他やむを得ない事由により欠席しようとする生徒は、欠席届を校長に提出しなければならない。なお、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第20条

1. 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、入学許可証明書等留学を証するに足る書類を添え、留学願を校長に提出しなければならない。
2. 校長は提出された留学願の内容を検討し、高等学校の教育課程に適合すると認めた場合は当該生徒に留学を許可することができる。
3. 許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したとき、留学終了届を校長に提出しなければならない。
4. 許可を受けて留学した生徒が、外国の高等学校で履修した単位の修得の認定を希望する場合には、単位習得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、単位習得認定願を校長に提出しなければならない。
5. 許可を受けて留学した生徒が、留学期間を変更しようとするときは、変更

を証するに足る書類等を添え、留学変更願を校長に提出しなければならない。

(休学)

- 第21条 1. 病気その他のやむを得ない事由のため、3カ月以上出席することができない生徒は、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、休学願を校長に提出しなければならない。
2. 休学の期間は3カ月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときはその期間を延長することができる。

(休学の取消)

- 第22条 休学の許可を受けた後3カ月までにその事由がなくなったときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、休学取消願を校長に提出しなければならない。

(復学)

- 第23条 1. 休学中の生徒が、その事由がなくなったことにより復学しようとするときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、復学願（別記第12号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、休学の許可を受けた後3カ月までの間は、復学を願い出ることにはできない。
2. 休学期間の満了後1カ月を経過して、復学又は退学の手続きをしない生徒については退学を命ずることができる。

(転学及び転籍)

- 第24条 1. 他の高等学校へ転学又は他の過程へ転籍を志望する生徒は、転学願または転籍願を校長に提出しなければならない。
2. 他の高等学校から転入学を志望する者は、在学証明書及び成績証明書を添え、転入学願を提出しなければならない。
3. 転入学を許可された生徒については、第18条の規定を準用する。

(退学)

- 第25条 退学をしようとする生徒は、退学願を校長に提出しなければならない。

(再入学)

- 第26条 退学した者が退学後2年以内に再び入学を願い出たときは、事由により、入学学力検査を行うことなく、退学当時の課程の原学年以下の学年への入学を許可することができる。

(忌引等の取扱)

- 第27条 1. 生徒が次に掲げる理由のため出席をしなかったときは、欠席の取扱をしない。
- (1) 忌引
  - (2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止
  - (3) 暴風、洪水、火災その他の非常変災による事故
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合
2. 前項の規定により欠席の取扱をしない日数は、前項（1）に掲げるものに当たっては、父母について7日、祖父母又は兄弟姉妹については3日、曾祖父母又は伯叔父母については1日とする。ただし、葬祭のため遠隔地に旅行する必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。同項（2）から（4）に掲げるものに当たっては、その都度必要と認められる日数とする。なお、（1）に該当する場合は、忌引届を校長に提出しなければならない。

## 第5章 保護者及び保証人

(保護者及び保証人)

- 第28条 保護者は、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし、成年に達した生徒に対しては、これに準ずるものとする。
- 第29条 保証人は独立の生計を営む成年者で、学校に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことのできる者の中から保護者が選定するものとする。
- 第30条 校長は保証人が適当でないときとはこれを変更させるものとする。
- 第31条 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更した場合には、速やかに校長に届け出なければならない。
- 第32条 生徒の保護者又は保証人が変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

## 第6章 授業料及び入学料等

(授業料等)

- 第33条 授業料、入学料、及び入学検査料の額及び納入の時期等は、使用料及び手数料条例（昭和52年柏市条例第40号）による。

(授業料の不徴収)

第34条 授業料について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の定める支援金の認定された者の授業料を徴収しない。（支援金を授業料にあてるため）

休学を許可された生徒の授業料は、休学許可のあった翌月分から休学期間満了の前月分まで徴収しないものとする。ただし、休学を許可された日が月の初日に当たるとき、又は休学期間満了の日がその月の末日に当たるときは、当該月分の授業料は徴収しないものとする。

第35条 1. 他の高等学校へ転学する生徒は、転学する月分（転学の月が7月の場合8月分を含む）の授業料を納入しなければならない。  
2. 他の高等学校から入学した生徒については、入学した日の属する月分からこれを徴収するものとする。

(学校徴収金)

第36条 1. 修学旅行積立金（3年生は卒業準備金）、学年費、実習費の額及び納付時期等は、高等学校から通知された内容により納付するものとする。  
2. 学校徴収金を滞納中の生徒については、修学旅行等学校行事及び実習への参加を認めないことがある。

(滞納生徒の処置)

第37条 1. 授業料を滞納中の生徒に対しては、校長は、事由により出席停止を命ずることができる。  
2. 授業料の滞納が3カ月を超える生徒に対しては、校長は、退学を命ずることができる。

(諸団体費)

第38条 生徒会費、保護者会費、学校後援会費の納付時期等は、高等学校から通知された内容により、学校徴収金に併せて納付するものとする。

## 第7章 賞罰等

(表彰)

第39条 学業、人物その他について優秀な生徒に対しては、別に定める所により表彰するものとする。

(懲戒)

- 第40条 1. 教育上必要がある生徒に対しては、別に定める所により、懲戒処分を行うものとする。
2. 懲戒処分は退学、停学及び訓告とする。

(き損の弁償)

- 第41条 校舎及び校有物をき損又は亡失した生徒に対しては、別に定めるところにより、その全部又は一部を弁償させるものとする。

## 第8章 雑則

(文書の経由)

- 第42条 生徒が校長に提出する文書は、すべて担任教員を経由しなければならない。
- 第43条 この校則施行上必要な細則並びに生徒の管理及び指導に関する規定は校長が別に定めるものとする。